生垣を推進しています

松本市では、緑化の推進・景観の向上を目指し 生垣を推進しています。また、防災的側面から、 ブロック塀等から生垣への転換を呼び掛けてい ます。ご興味がある方は、是非この補助事業を ご活用ください。





生垣を設置すると補助金がでます!

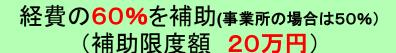


コニファーやドウダンツツジ などは、比較的管理がしやす いようです♪

新規に 設置すると

経費の50%を補助(事業所の場合は25%) (補助限度額 5万円)

ブロック塀等を 撤去して設置 すると...





道路境界で既存のブロック塀等を全部解体 する場合は

経費の70%を補助(事業所の場合は60%) (補助限度額 20万円)

- ・申請は、条件をご確認の上、裏面に記載の提出書類一式を公園緑地課窓口に提出してください。
- ・必ず事業を始める前に申請してください。



問い合わせ 松本市 建設部 公園緑地課 TEL 34-3254 内線 3272-3274



条 件 生垣設置の補助対象の条件は次のとおりです。

- ① 公道又は隣地との境界に沿って延長3m以上連続して植栽する。
- ② 植栽する樹木は、敷地内に地植えするものとする。
- ③ 1mにつき2本以上植栽する。(樹と樹の間隔が1m未満であること)
- ④ 樹高は<u>植栽時点で50cm以上</u>であるものとする。
- ⑤ 連続する生垣について<u>樹種は2種類以内</u>とする。
- ⑥ 生垣が道路・水路等に侵入することのないように、敷地<u>境界から50cm程度後退</u>して植栽し、境界からはみ出さないように管理すること。
- ⑦ 生垣の樹種として、リンゴやナシの赤星病を防止するため、ビャクシン類(ビャクシン、カイズカイブキ、ネズミサシ等)は、補助対象になりません。

経費

補助対象経費は、生垣を設置するのに要する経費とし、次の経費も含みます。

- ① 四つ目垣を併設する場合は、その経費。(土留めの石積み、枕木、プロック等は対象外)
- ② 既存のブロック塀、フェンス等を生垣に改造する場合は、その部分の解体撤去費。

補助率•限度額

区分	補助対象			補助率 (千円未満切捨)	補助限度額
一般家庭 (店舗併用住宅 ・共同住宅も含む)	生垣設置のみの場合			50%	5 万円
	既存のブロック塀等 の解体を伴う場合	隣地境界		6 0 %	
		道路境界	全部解体	7 0 %	20万円
			一部解体	6 0 %	
事 業 所 (貸駐車場等も含む)	生垣設置のみの場合			25%	5万円
	既存のブロック塀等 の解体を伴う場合	隣地境界		50%	
		道路境界	全部解体	60%	20万円
			一部解体	50%	

提出書類

① 松本市景観形成事業補助金申請書

② **見積書の写し** 生垣の樹種、単価、本数、樹高、枝張の寸法を明記し、その他の材料 等も規格、単価、数量を明記すること。なお、自営で設置する場合は、

「自営 工事見積書」を提出してください。

③ 生垣設置図面 生垣の設置場所が分かるように、敷地図に<u>朱書き</u>で記入すること。

- ④ 位置図 住宅あるいは事業所の位置が分かる図面(住宅地図の写し等)
- ⑤ 写真 着工前の現場写真1枚(範囲が広い場合は、複数枚)
- ⑥ 滞納がない証明書 市税に未納のないことを証する証明書(市民課の窓口へ)
 - ※納税状況の情報提供は地方税法により制限されているため、お手数ですがご本人より 提出をお願いします。

注意事項

- ① 申請は必ず着工前に行い、「補助金交付決定通知書」をお受け取りになってから事業に着手してください。
- ② 道路改良その他により、立木補償の対象となったものは補助対象となりません。
- ③ 販売を目的とした建売住宅等に販売業者が設置する場合は補助対象となりません。
- ④ 補助対象となるのは、<u>同一敷地内で一回限り</u>です。